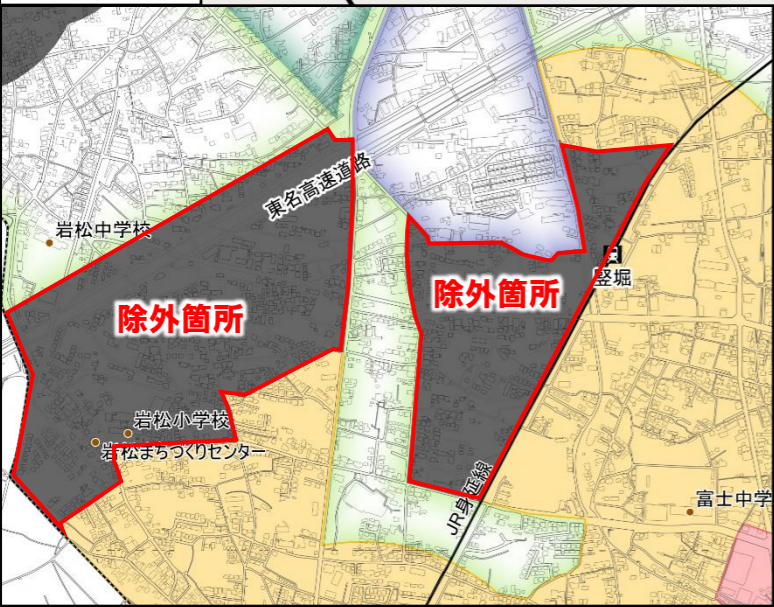


居住誘導区域の変更箇所図

立地適正化計画の改定に伴い、居住誘導区域から除外する区域（除外箇所①～③）において、令和6年5月1日以降に、届出の対象となる行為に着手する場合には、届出の提出が必要になります。

- 凡例
- 都市機能誘導区域
 - ★ まちなか ★ 地域生活拠点
 - 居住誘導区域
 - 住宅店舗等共存区域
 - ゆとりある低層住宅区域
 - 工業振興区域
 - 災害リスクの高い区域

除外箇所①



除外箇所③



除外箇所②

